

法人指導監査の概要

令和5年8月31日現在

| | | | |
|--|---------------|------|--|
| 名 称 | 箱根恵明学園 | | |
| 所 在 地 | 足柄下郡箱根町宮ノ下413 | | |
| 実施年月日 | 令和5年2月28日 | 実施区分 | 実地監査 |
| 文 書 指 摘 の 内 容 | | | 改 善 状 況 |
| 改善を要する事項は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none">・ 理事会の議事録の作成が適正に行われていませんでした。・ 評議員の選任が適正に行われていませんでした。・ 監事が理事会に2回以上続けて出席していませんでした。・ 監事の選任が適正に行われていませんでした。・ 評議員会の招集が適正に行われていませんでした。・ 登記が適正に行われていませんでした。・ 評議員会の記録の作成が適正に行われていませんでした。・ 経理規程が適正ではありませんでした。・ 経理規程が遵守されていませんでした。 | | | 改善中 改善中 改善中 改善中 改善中 改善中 改善中 改善中 |

指導監査結果通知の到達後60日以内に改善報告書の提出を求めています。